三　抵当証券法施行令の一部改正関係
　抵当証券の控え又はその附属書類の閲覧についての手数料を改めることとした。（第八条第二項関係）
四　施行期日
　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（内閣府本府）

1　施設委託管理者の指定の手続等
　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第四五条第一項に規定する施設委託管理者の指定は、当該指定を受けようとする法人の申請により、法第四五条第三項に規定する施設委託管理業務を適正かつ確実に実施することができると認められる法人について行うものとすることとした。（第八条の二関係）
2　管理を委託する契約において定める事項
　主務大臣は、法第四五条第一項の規定により同項に規定する施設の管理を委託しようとするときは、当該管理を委託する契約において、当該施設の内容及び範囲並びに所在地、当該管理の委託の期間等を定めるものとすることとした。（第八条の三関係）
3　施行期日
　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第三五号）（厚生労働省）

1　名称等の表示又は通知の対象となる物の範囲の変更
　譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物の範囲を、国が行う化学品の分類（産業標準化法に基づく日本産業規格Ｚ七二五二（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和六年三月三一日までに区分された物等とすることとした。（第一八条第二号関係）
2　経過措置及び施行期日
　㈠　経過措置
　　1による改正後の労働安全衛生法施行令第一八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前に掲げられていた物を除く。）であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和一〇年三月三一日までの間は、労働安全衛生法第五七条第一項の規定は、適用しないこととした。（附則第二項関係）
　㈡　施行期日
　　この政令は、令和九年四月一日から施行することとした。

政令

登記手数料令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十三号

登記手数料令等の一部を改正する政令

内閣は、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十三条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百十九条第三項（同法第百二十条第三項及び第百二十一条第五項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百十四条第二項の規定を実施するため、この政令を制定する。

（登記手数料令の一部改正）

第一条　登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項から第四項までの規定中「四百五十円」を「五百円」に改める。

第三条第一項中「四百八十円」を「四百九十円」に、「五百円」を「五百二十円」に改め、同条第二項及び第三項中「四百三十円」を「四百四十円」に、「四百五十円」を「四百七十円」に改める。

第五条第一項及び第二項並びに第六条中「四百五十円」を「五百円」に改める。

第十条第一項中「四百五十円」を「五百円」に改め、同条第二項中「三百九十円」を「四百二十円」に、「四百十円」を「四百五十円」に改める。

第十一条本文中「千三百円」を「五百円」に改め、同条ただし書中「三月」を「一月」に、「千三百円」を「五百円」に、「千円」を「三百円」に改める。

（鉱害賠償登録令及び抵当証券法施行令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「四百五十円」を「五百円」に改める。

一　鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第八条第三項

二　抵当証券法施行令（平成三年政令第三百四十号）第八条第二項

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

法務大臣　鈴木　馨祐

内閣総理大臣　石破　茂

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月十九日

内閣総理大臣　石破　茂